

職場内で掲示、回覧によりご周知ください。

被扶養者資格の再確認とご提出のお願い

事業主・加入者の皆さまへ

今年度も被扶養者資格を満たしているかどうかの確認を実施します。事業所様、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。
年に一度の再確認にご協力ください。



被扶養者資格の再確認について詳しくはコチラ!



令和5年度の実績

解除者数

約7.1万人

高齢者医療制度への負担軽減額(効果額)

約10億円

ご協力ありがとうございました

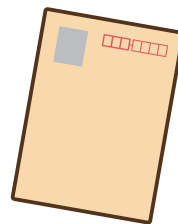
再確認の対象となる方

令和6年4月1日において
18歳以上の被扶養者

被扶養者状況リスト送付時期

令和6年10月

該当する方がいない場合は
被扶養者状況リストはお送りしません。



提出期限

令和6年11月29日(金) 必着

被扶養者の方に変更がない場合でも必ずご提出ください

こちらもCheck!



使ってみよう!
マイナ保険証

協会けんぽでは、安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者個人ごと(従業員様、扶養のご家族様ごと)の「資格情報のお知らせ等」を9月より順次事業所に送付させていただきます。

従業員皆さまへ配布いただきますようご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



全国健康保険協会 愛媛支部

協会けんぽ

詳しくはこちら
(今から使おう!マイナ保険証)



「健康経営」に取り組む事業主様に知ってほしい / 「健康経営優良法人2025」認定制度の申請が始まっています!

「健康経営優良法人制度」とは

従業員の健康づくりに積極的に取り組む優良な法人を経済産業省、日本健康会議が顕彰する制度です。
協会けんぽ愛媛支部加入事業所の「健康経営優良法人2024」認定事業所数は145社にのぼります。



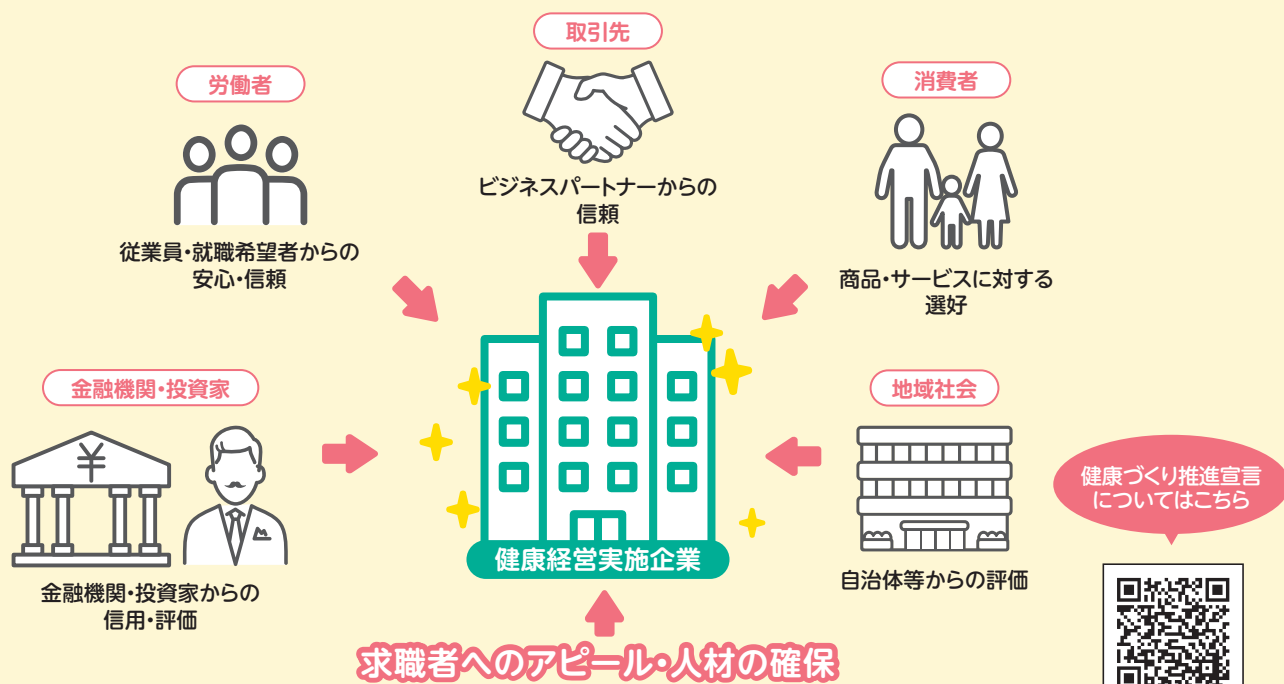
「健康経営優良法人制度」に認定されるメリット

メリット
1

従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員のモチベーション、満足度が向上し、生産性や事業所のイメージアップにも繋がります。

メリット
2

「健康経営優良法人」に認定されると社会的な評価を受けることが期待され、若年層の労働力確保や定着につながるメリットがあります。



ステークホルダーとの関係における「健康経営」のメリット(令和4年6月 健康経営の推進についてより)=経済産業省
※「中小規模法人部門」への申請には愛媛支部の「健康づくり推進宣言」への参加が必須となります。

申請・スケジュール等詳細



◀「経済産業省HP」

ポータルサイト
ACTION健康経営 ▶



ご確認・ご活用ください!



「健康経営有料法人」に
認定された事業所の
取組事例



とっても
簡単♪

受診の際は、
マイナンバーカードをご利用ください。

詳しくはこちらから
(Youtube動画) ▶

